

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「健康管理システム」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健に関する事務	
②事務の概要	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し、保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
妊産婦情報ファイル、乳幼児情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第8号、に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども子育て健康部 健康増進課	
②所属長の役職名	こども子育て健康部 健康増進課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	こども子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在する作業において、入力者と確認者によるダブルチェックを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者本人に申請書を記載していただき内容の確認を行う。事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入できる仕様としている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	特記事項	・本事務を行うために「住民基本台帳システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員や委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの捜査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止、記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	・本事務を行うために「保健システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	・母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し、保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	番号法別表第二に基づき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	保健システム(母子保健関係)	母子保健情報ファイル	事後	
平成29年3月13日	I. 3. 法令上の根拠中	平成26年内閣府・総務省令第5号第40条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	
平成29年3月13日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26.56-2.87項 【情報照会】70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.30.44条 【情報照会】39条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26、56の2、87項 【情報照会】70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第19条、第30条、第44条 【情報照会】第39条	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ①部署	福祉健康部 健康増進課	子育て健康部 健康増進課	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ②所属長	福祉健康部 健康増進課長 樋口 充	子育て健康部 健康増進課長 長坂 千恵子	事後	
平成29年3月13日	I. 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I. 8. 連絡先	福祉健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694	子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I. 5. ②所属長の役職名	子育て健康部 健康増進課長 長坂 千恵子	子育て健康部 健康増進課長	事後	
令和1年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV. リスク対策				
令和2年3月17日	特記事項	・本事務を行うために「保健システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	・本事務を行うために「健康管理システム」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I. 1. ②事務の概要	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し、保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し、保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を		
令和2年3月17日	I. 1. ③システムの名称	保健システム(母子保健関係)、宛名システム、中間サーバー	健康管理システム(健康かるて)、宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年3月17日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健情報ファイル	妊産婦情報ファイル、乳幼児情報ファイル	事後	
令和2年3月17日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26、56の2、87項 【情報照会】70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第19条、第30条、第44条 【情報照会】第39条	【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の26、56の2、69の2、87項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条	事後	
令和2年3月17日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	
令和2年3月17日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号	事前	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第8号	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	5年経過による評価の再実施
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人情報の利用	【法令上の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一 49項	【法令上の根拠】 番号法第9条第1項 別表 70項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4②法令上の根拠	【情報提供の拠】 別表第二の26、56の2、69の2、87項	【情報提供の拠】 主務省令第2条の表42、48、71、80、85、95、112、125、161の項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4②法令上の根拠	【情報照会の拠】 別表第二の26、56の2、69の2、87項	【情報照会の拠】 主務省令第2条の表95、96の項	事後	
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年4月1日	I. 5 評価実施機関における担当部署	①子育て健康部 健康増進課 ②子育て健康部 健康増進課長	①こども子育て健康部 健康増進課 ②こども子育て健康部 健康増進課長	事前	
令和7年4月1日	I. 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)	こども子育て健康部 健康増進課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1694(直通)	事前	